

地方消費税の引き上げ分に係る地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる経費

地方消費税交付金 637,000千円のうち

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 350,350 千円

(歳出) ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 6,232,864 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

款	項	目	事業費	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国県 支出金	地方債	その他	地方消費 税交付金 (社会保障 財源化分)	その他	
3.民生費	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費	252,089	25,230	3,000	88,153		135,706	
		3.老人福祉費	693,732	3,017		27,380	129,757	533,578	
		4.社会福祉施設費	22,176			1,489		20,687	
		5.人権・同和対策費	10,537	521				10,016	
		6.重度障がい者医療対策費	91,510	39,933		11,000		40,577	
		7.障害者対策費	1,096,225	799,424		31,528	51,891	213,382	
		8.介護保険対策費	484,094			26,693	89,474	367,927	
		9.地域支援事業費	149,146	853		130,728		17,565	
	2.児童福祉費	1.児童福祉総務費	75,802	23,715		4,002		48,085	
		2.児童措置費	832,550	591,600				240,950	
		3.子ども医療対策費	104,106	46,801		1,000		56,305	
		4.ひとり親家庭等医療対策費	21,342	10,516		200		10,626	
		5.民間保育所費	548,031	371,132		41,037		135,862	
		6.一般保育所費	450,602	3,528		42,052	79,228	325,794	
		7.広域保育所費	13,692	8,784		2,160		2,748	
	3.生活保護等対策費	9.放課後児童対策費	107,351	71,129				36,222	
		10.地域子育て支援費	34,722	23,801		2		10,919	
		1.生活保護等総務費	74,086	17,720				56,366	
	4.衛生費	1.保健衛生費	2.扶助費	785,120	601,880				183,240
			1.保健衛生総務費	207,456	27,887		5		179,564
			2.予防費	111,828	4,896		817		106,115
3.健康増進対策費			63,837	5,544		6,412		51,881	
		6.食育対策費	2,830			14	2,816		
合 計			6,232,864	2,677,911	3,000	414,672	350,350	2,786,931	

※ 本表は、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」(平成26年1月24日付総税都第2号)に基づき作成するものであり、消費税引上げ分について、社会保障政策に要する経費へ充当していることを明示するものである。